

○銃砲刀剣類所持等取締法に基づく不利益処分の基準等に関する規程

〔平成16年4月16日〕
石川県公安委員会規程第5号

最終改正 平成21年11月10日公安委員会規程第8号

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく不利益処分の基準等に関する規程を次のように定める。

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく不利益処分の基準等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）に基づいて行う不利益処分の基準及び執行手続について定めることを目的とする。

(認知症に係る指定医の診断書の提出命令)

第2条 法第4条の3第2項の規定に基づく、認知症に係る指定医の診断書の提出命令は、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第15条の基準に該当する場合は、認知症に係る専門医の診断書が既に提出されている場合を除き、指定する医師の診断を受け、当該医師の診断書を提出することを命ずるものとする。

(許可猟銃等に係る打刻命令)

第3条 法第4条の4第2項の規定に基づく、許可猟銃等に係る打刻命令は、銃番号が打刻されていない場合、銃番号が3桁以下である場合、既に同一銃番号の猟銃等がある場合等は、打刻を命ずるものとする。

(銃砲等の提出命令及び仮領置)

第4条 法第8条第7項の規定に基づく銃砲又は刀剣類の提出命令は、当該銃砲又は刀剣類が犯罪に使用されるおそれがある場合等、危害を予防する必要があると認めるとき、又は許可が執行した日から起算して50日を経過したときは、銃砲又は刀剣類の提出を命じ、これを仮領置するものとする。

(射撃場の指定の解除)

第5条 法第9条の2第2項の規定に基づく射撃場の指定の解除は、指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号）に定める基準に適合しなくなった場合は、原則として指定を解除するものとする。ただし、短期間のうちに基準に適合するように改善等することが見込まれ、かつ、それまでの間、休業等の措置を取ろうとす

る場合には解除しないことができるものとする。

なお、指定射撃場の指定に関する内閣府令の基準の解釈等は次のとおりである。

(1) 同府令第6条の2第1号に掲げる事由のうち、

ア 法第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。

イ 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等の関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。

ウ 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持者が、銃砲又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。

(2) 同府令第6条の2第2号の規定に該当する者とは、射撃を行おうとする者の銃砲や実包が、指定に係る種類の銃砲及びその銃砲に使用する実包であるか否かの識別、当該銃砲への実包の正しい装てん手順の確認等ができるなど、射撃場の適正な管理に必要な銃砲と実包に関する知識を有している者をいう。

(3) 同府令第6条の2第3号の規定に該当する者とは、指定に係る種類の銃砲の射撃に習熟し、かつ適正な射撃動作に関する知識等射撃中の危害防止のために必要な知識を有している者をいう。

(射撃指導員の指定の解除)

第6条 法第9条の3第2項の規定に基づく射撃指導員の指定の解除は、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第43条第1項各号について、面接、試験、関係公益法人からの推薦等の方法により審査を行い、いずれかに不適合であれば指定を解除するものとする。

なお、内閣府令に定める射撃指導員の指定の基準中

(1) 「銃砲、火薬類及び狩猟に関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、武器等製造法、火薬類取締法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及びこれらに基づく行政庁の処分を指す。

(2) 「相当な人格識見」とは、射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれを指す。

(3) 「相当な知識」、「相当に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有することであり、指定時の水準を基準として判断するのではなく、解除の判断を行う時点での水準を基準として判断する。

(教習射撃指導員の解任命令)

第7条 法第9条の4第3項の規定に基づく教習射撃指導員の解任命令は、射撃成績の水増し等、その業務に関する不正や法令等の違反を行った教習射撃指導員にそのまま射撃教習を続けさせることが適正な射撃教習の実施に支障をきたすと認められる場合は、教習射撃場の管理者に対し解任を命ずるものとする。

(教習資格の認定の取消し)

第8条 法第9条の5第3項の規定に基づく教習資格の認定の取消しは、法定の取消事由につき、次の各号に掲げる基準に該当する場合に教習資格の認定を取り消すものとする。

(1) 法第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。

(2) 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあると認められる者をいう。

(3) 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持者が、銃砲又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。

(4) 法第5条第5項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲又は刀剣類を適正に保管等することができるものと認められる場合以外は、教習資格の認定を取り消すものとする。

(教習用備付け銃に係る打刻命令)

第9条 法第9条の6第3項の規定に基づく教習用備付け銃に係る打刻命令は、銃番号が打刻されていない場合、銃番号が3桁以下である場合、既に同一銃番号の猟銃等が

ある場合等に打刻を命ずるものとする。

(教習用備付け銃に係る措置命令)

第10条 第9条の7第3項の規定に基づく教習用備付け銃に係る措置命令は、当該教習用備付け銃が基準に適合していない場合は、法第9条の8第1項第4号の規定により教習射撃場の指定の解除を行う場合を除き、是正に通常必要と認められる期間を定め、保管の設備又は方法を基準に適合するように改善すべき旨の命令を行い、その他危害予防上必要がある場合（保管基準を遵守してもなお危害発生のおそれがある場合に限る。）については、管理者が通常受忍すべきと認められる範囲において、是正に通常必要と認められる期間を定め、危害防止上必要な措置を執るべき旨の命令を行うものとする。

(教習射撃場の指定の解除、証明書 of 交付禁止)

第11条 法第9条の8第1項の規定に基づく教習射撃場の指定の解除及び証明書の交付禁止は、同項各号の事由につき、当該違反等に起因する実害の発生の有無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的非難の程度等を考慮し、解除等の処分を量定するものとする。

なお、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第47条第1号の「必要な知識」とは、教習射撃場の管理に必要な法令、当該射撃場の認定に係る銃砲及びその実包並びにその射撃場等に関する知識をいい、「経験」とは、射撃場の運營業務、射撃、射撃指導等の経験をいう。

(教習射撃場の指定の解除)

第12条 法第9条の8第2項の規定に基づく教習射撃場の指定の解除は、教習終了証明書の交付の禁止に対する違反については、違反の態様が特に軽微であり、再発のおそれがないと確実に認められる場合等を除き、教習射撃場の指定を解除するものとする。

(練習射撃指導員の解任命令)

第13条 法第9条の9第2項の規定に基づく練習射撃指導員の解任命令は、練習資格認定証に記載された以外の銃種の猟銃を射撃練習者に撃たせる等、その業務に関する不正や法令等の違反を行った練習射撃指導員に、そのまま射撃練習に関する指導又は助言を続けさせることが、適正な射撃教習の実施に支障をきたすと認められる場合は、練習射撃場の管理者に対し、その解任を命ずるものとする。

(練習資格の認定の取消し)

第14条 法第9条の10第3項の規定に基づく練習資格の認定の取消しは、法定の取消事由につき、次の各号に掲げる基準に該当する場合に練習資格の認定を取り消すものとする。

- (1) 法第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。
- (2) 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあると認められる者をいう。
- (3) 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持者が、銃砲又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。
- (4) 法第5条第3項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲又は刀剣類を適正に保管等することができるものと認められる場合以外は、練習資格の認定を取り消すものとする。

(練習用備付け銃に係る打刻命令)

第15条 法第9条の11第2項の規定に基づく練習用備付け銃に係る打刻命令は、銃番号が打刻されていない場合、銃番号が3桁以下である場合、既に同一銃番号の猟銃等がある場合等に打刻を命ずるものとする。

(練習備付け銃に係る措置命令)

第16条 第9条の11第2項の規定に基づく練習用備付け銃に係る措置命令は、当該練習用備付け銃が基準に適合していない場合は、法第9条の12第1項第5号の規定により練習射撃場の指定の解除を行う場合を除き、是正に通常必要と認められる期間を定め、保管の設備又は方法を基準に適合するように改善すべき旨の命令を行い、その他危害予防上必要がある場合（保管基準を遵守してもなお危害発生のおそれがある場合に限る。）については、管理者が通常受忍すべきと認められる範囲において、是正に通常必要と認められる期間を定め、危害防止上必要な措置を執るべき旨の命令を行うものとする。

(練習射撃場の指定の解除)

第17条 法第9条の12第1項の規定に基づく練習射撃場の指定の解除は、同項各号の事由につき、当該違反等に起因する実害の発生の有無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的非難の程度等を考慮し、解除等の処分を量定するものとする。

なお、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第47条第1号の「必要な知識」とは、練習射撃場の管理に必要な法令、当該射撃場の指定に係る種類の銃砲及びその実包並びにその射撃動作等に関する知識をいい、「経験」とは、射撃場の運營業務、射撃、射撃指導等の経験をいう。

(保管に係る銃砲に関する措置命令)

第18条 法第10条の6第6項の規定に基づく保管に係る銃砲に関する措置命令は、当該銃砲が法第10条の4第2項又は第3項に違反している場合については、法第11条第1項第1号の規定により許可の取消しを行う場合を除き、是正に通常必要と認められる期間を定め、保管の設備又は方法を基準に適合するように改善すべき旨の命令を行い、その他危害予防上必要がある場合（保管基準を遵守してもなお危害発生のおそれがある場合に限る。）については、管理者が通常受忍すべきと認められる範囲において、是正に通常必要と認められる期間を定め、危害防止上必要な措置を執るべき旨の命令を行うものとする。

(猟銃等保管業者に対する措置命令)

第19条 法第10条の8第2項の規定に基づく猟銃等保管業者に対する措置命令は、当該保管の委託を受けた銃砲の保管が基準に適合していない場合については、是正に通常必要と認められる期間を定め、保管の設備又は方法を基準に適合するように改善すべき旨の命令を行い、その他危害予防上必要がある場合（保管基準を遵守してもなお危害発生のおそれがある場合に限る。）については、管理者が通常受忍すべきと認められる範囲において、是正に通常必要と認められる期間を定め、危害防止上必要な措置を執るべき旨の命令を行うものとする。

(猟銃等保管業者の業務の廃止命令、停止命令)

第20条 法第10条の8第3項の規定に基づく猟銃等保管業者に対する業務の廃止命令及び停止命令は、当該猟銃等保管業者が、法第10条の8第2項により準用される法第9条の7第3項の規定による命令に応じなかった場合に、当該命令違反等に起因する実

害の発生の有無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種違反等の有無、社会的非難の程度等を考慮し、廃止命令又は停止命令の処分を量定するものとする。

(所持許可を受けた者に対する指示)

第21条 法第10条の9第1項の規定に基づく所持許可を受けた者に対する指示は、同条第1項に定める法律等に違反し、かつ、銃砲又は刀剣類について適正な取扱いを行っていないと認めるときで、その法令違反行為が軽微であること、違反行為が反復して行われておらず、営利性、計画性が認められないこと、違反行為の再発防止が期待できること等の条件を満たす場合に危害防止上必要な措置を執るべきことを指示するものとする。

(年少射撃資格者に対する指示)

第22条 法第10条の9第2項の規定に基づく年少射撃資格者に対する指示は、法等に違反し、かつ、空気銃について適正な取扱いを行っていないと認めるときで、その違反行為が比較的軽微であること、違反行為が反復して行われておらず、営利性、計画性が認められないこと、違反行為の再発防止が期待できること等の条件を満たす場合に危害防止上必要な措置を執るべきことを指示するものとする。

(銃砲等の所持許可の取消し)

第23条 法第11条第1項の規定に基づく銃砲等の所持許可の取消しは、同項第1号の場合は、当該法令違反行為に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的非難が認められる場合に取り消すものとし、法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあると認められる者をいい、法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持者が、銃砲又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいうものとする。

2 法第11条第2項の規定に基づく銃砲等の所持許可の取消しは、法第5条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族が生じた場合は、許可者が当該同居の親族の影響を排して銃砲又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合を除き、許可を取り消すものとする。

3 法第11条第3項の規定に基づく銃砲の所持許可の取消しは、当該人命救助等に従事